

商業統計調査について

1. 調査の目的

商業統計調査は、我が国の商業活動の実態を明らかにすることを目的として、商業（卸売業、小売業）を営むすべての事業所を対象に調査を実施しています。

2. 調査の根拠

商業統計調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）及びこれに基づく商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）により、指定統計第 23 号として実施しています。

商業統計調査は、「商業の国勢調査」とも呼ばれ、人口・家族構成などを調査する国勢調査、我が国製造業の実態を明らかにするため、全国の製造事業所を調査する工業統計調査（「製造業の国勢調査」と呼ばれている。）とならぶ基本的な統計調査です。

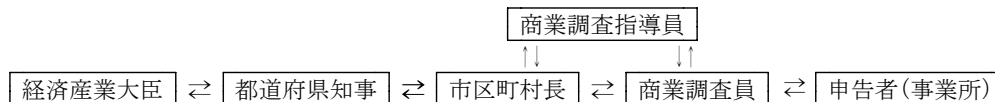
3. 調査の範囲

商業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（昭和 26 年政令第 127 号）による「大分類」－卸売・小売業」に属する事業所を調査の対象とします。

4. 調査の方法（調査経路）

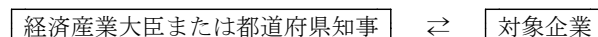
a)調査員調査

申告者（事業所）が自ら調査票に記入する方法（自計方式）による調査員調査方式



b)本社等一括調査

商業企業の本社・本店等が傘下の事業所の調査票を一括して作成し、経済産業省または都道府県へ直接提出する本社等一括調査方式



（注）調査票の取集は、逆経路

5. 調査の期日

平成19年商業統計調査(第24回調査)は、平成19年6月1日現在で実施しました。

なお、商業統計調査は、平成9年以降の調査から5年ごとに実施し、その中間年(本調査の2年後)に簡易な調査を実施することとしています。年次別の調査期日は以下のとおりです。

＜これまでの調査＞

調査年次	調査期日	調 査 種 別	調査年次	調査期日	調 査 種 別
昭和27年調査	9月 1日	卸売・小売業、飲食店	昭和54年調査	6月 1日	卸売・小売業、飲食店
〃 29 〃	9月 1日	〃	〃 57 〃	6月 1日	〃
〃 31 〃	7月 1日	〃	〃 60 〃	5月 1日	卸売・小売業
〃 33 〃	7月 1日	〃	〃 61 〃	10月 1日	一般飲食店
〃 35 〃	6月 1日	〃	〃 63 〃	6月 1日	卸売・小売業
〃 37 〃	7月 1日	〃	平成元年調査	10月 1日	一般飲食店
〃 39 〃	7月 1日	〃	〃 3 〃	7月 1日	卸売・小売業
〃 41 〃	7月 1日	〃	〃 4 〃	10月 1日	一般飲食店
〃 43 〃	7月 1日	〃	〃 6 〃	7月 1日	卸売・小売業
〃 45 〃	6月 1日	〃	〃 9 〃	6月 1日	〃
〃 47 〃	5月 1日	〃	* 〃 11 〃	7月 1日	〃 (簡易調査)
〃 49 〃	5月 1日	〃	〃 14 〃	6月 1日	卸売・小売業
〃 51 〃	5月 1日	〃	** 〃 16 〃	6月 1日	〃 (簡易調査)

*平成 11 年調査は総務庁事業所・企業統計調査と同時実施の簡易調査(第一回)

**平成 16 年調査は総務省の事業所・企業統計調査及びサービス業基本調査と同時実施の簡易調査(第二回)

6. 調査結果の利用

調査結果は、以下のように利用されています。

- ①国や地方公共団体が、中小商業施策を中心とする流通関連施策の立案、実施のための基礎資料
 - ・大規模小売店舗立地法、小売商業調整特別措置法、中小小売商業振興法の運用
 - ・都市計画、市街地再開発計画、都市の特性分析
- ②国や地方公共団体による所得推計、構造分析等の基礎資料
 - ・産業連関表及び地域産業連関表の作成
 - ・国民経済計算、県民所得の推計
 - ・各種白書(経済白書、中小企業白書、厚生労働白書など)、その他県勢要覧等の作成
- ③国や地方公共団体による各種調査の標本設計への母集団の提供
- ④民間、学術研究団体における研究、市場予測、需要予測等